



日医発第 165 号 (生教)  
令和 6 年 4 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松本吉郎  
(公印省略)

「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について」  
の一部改正等について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 6 年 3 月 15 日付で標記通知（以下、「開催指針」という。）が一部改正されたこと等、および、これにともない今後の「日本医師会 指導医のための教育ワークショップ（都道府県医師会等開催）」の取扱いについて変更することとしたので、ご了解いただきたい。

#### 1. 開催指針の一部改正について

令和 6 年 3 月 15 日付で標記通知（以下、「開催指針」という。）が一部改正されました。今回の改正内容は、以下の 4 点です。

- (1) 様式 1 の修了証書について、（主催者名）を押印不要とすること。
- (2) 様式 1 の修了証書について、厚生労働省医政局長（医政局長名）を（公印省略）とすること。
- (3) 交付しなかった修了証書は、主催者において確実に破棄すること。（開催指針第 3 「2」関係）

これまでのように厚労省に返却する必要はなくなりました。

- (4) 指導医講習会の修了者から修了証書の紛失等の連絡があった場合は、主催者において当該者の受講歴を確認の上、確認が取れた場合にあっては、修了

証書を再交付して差し支えないこと。(開催指針第3「3」関係)

なお、再交付の場合はこれまで同様、厚生労働省医政局長(医政局長名)の記載不可であり、主催者名(および日本医師会長名)のみ記載することになります。

2. 代表的なアナログ規制の点検について(デジタル原則)」(厚労省)について  
代表的なアナログ規制の点検について(デジタル原則)」(厚労省)について、本開催指針との関係が明確化されましたので、あわせてお知らせ申し上げます。

【代表的なアナログ規制の点検について(デジタル原則)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37195.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37195.html)

「○対面講習規制」の「No.10」として「医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 第27(4)ア(イ)」の「臨床研修の基本理念を踏まえた指導方法等に関する講習(指導医)」が phase2「講習会開催にあたる一部の工程(修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続き)」について、デジタル化を妨げるものではない」とされました。

この趣旨は、「講習会の開催から修了証の発行に至るまでに一連の手続きについてデジタル化を妨げるものではない」ということです。指導医講習会の開催は、オンライン実施も可能である旨開催指針に明記されているところですが、改正前の開催指針では修了証書の発行に押印の記載があり、結果として紙の修了証書発行が前提となっていたことから、今般開催指針が改正されたものです。これを踏まえれば、修了証書をメール送信することなども一律に妨げられるものではありません(ただし、具体的な方法については、個々に確認が必要ですので、ご留意ください)。

3. 「日本医師会 指導医のための教育ワークショップ(都道府県医師会等開催)」の取扱いについて

(1) 従来、都道府県医師会等開催の指導医講習会の修了証には日本医師会長の

押印を行っていましたが、1. の（1）および（2）の趣旨から当該押印は行わないものとします。なお、押印しない場合には「(公印省略)」と記載してください。

この場合、開催指針の様式1に基づき、日本医師会長名については都道府県医師会等の主催者において以下の例のとおり記載してください（本会に送付する必要はありません）。なお、都道府県医師会等において従来から用いている様式がある場合には、当該様式に沿っていただいて差し支えありません。

令和○年○月○日
○○県医師会長 ○○ ○○
日本医師会長 ○○ ○○
(公印省略)

(2) 都道府県医師会等開催の指導医講習会の主催者が日本医師会長の押印を希望する場合には、従来どおり当該押印を行います。その場合、厚生労働省医政局長から「医師の臨床研修に係る指導医講習会の内容確認について」の回答があり次第速やかに本会生涯教育課に依頼してください。

●日本医師会生涯教育課：syogai@po.med.or.jp

(3) 上記（1）（2）の日本医師会長印の要・不要を確定させるため、「2024年度『日本医師会 指導医のための教育ワークショップ（都道府県医師会等開催）』実施要綱」（令和6年2月1日付け日医発第1954号（生教））中、「申請様式例」を別添のとおり一部改正（11.を追加）するので、今後開催分の申請に当たっては別添の「申請様式例」を活用してください。

以上

(添付資料)

1. 「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について」の一部改正について（令和6年3月15日厚生労働省医政局長事務連絡）

2. 医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について

(平成 16 年 3 月 18 日医政発第 0318008 号〔一部改正：令和 6 年 3 月 15 日〕)

別添

申請様式例

20 年 月 日

日本医師会 御中

\_\_\_\_\_医師会

\_\_\_\_\_の開催について（申請）

標記\_\_\_\_\_について、貴会実施要綱に基づき、下記の要領で計画いたしました。つきましては、日本医師会発行の修了証、補助金の交付につきましてご高配くださいますようお願いいたします。

#### 記

1. 主催：\_\_\_\_\_医師会
2. 日時： 年 月 日（ ）～ 日（ ）
3. 講習時間： 時間 分
4. 会場・宿泊場所：
5. 参加予定人数：定員 名
6. 参加費：
7. プログラム：別添参照
8. テーマ：別添参照
9. ユニットテーマ：別添参照
10. スタッフ
  - (1) ディレクター
  - (2) チーフタスクフォース
  - (3) タスクフォース
  - (4) 事務局

\*肩書きは必須。  
\*タスクフォース歴の提出は不要とする。
11. 修了証への日本医師会長印の押印 要 ・ 不要

別添・見え消し

申請様式例

20 年 月 日

日本医師会 御中

\_\_\_\_\_医師会

\_\_\_\_\_の開催について（申請）

標記\_\_\_\_\_について、貴会実施要綱に基づき、下記の要領で計画いたしました。つきましては、日本医師会発行の修了証、補助金の交付につきましてご高配くださいますようお願いいたします。

#### 記

1. 主催：\_\_\_\_\_医師会
2. 日時： 年 月 日（ ）～ 日（ ）
3. 講習時間： 時間 分
4. 会場・宿泊場所：
5. 参加予定人数：定員 名
6. 参加費：
7. プログラム：別添参照
8. テーマ：別添参照
9. ユニットテーマ：別添参照
10. スタッフ

- (1) ディレクター
- (2) チーフタスクフォース
- (3) タスクフォース
- (4) 事務局

\*肩書きは必須。

\*タスクフォース歴の提出は不要とする。

11. 修了証への日本医師会長印の押印 要 ・ 不要

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 15 日

医師臨床研修指導医講習会 御関係者 各位

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり指針を改正しましたので、御了知いただくとともに、関係者各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願いいたします。

医政発第 0318008 号

平成 16 年 3 月 18 日

(一部改正 平成 26 年 12 月 10 日)

(一部改正 令和 2 年 12 月 25 日)

(一部改正 令和 4 年 3 月 31 日)

(一部改正 令和 5 年 3 月 31 日)

(一部改正 令和 6 年 3 月 15 日)

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

#### 医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について

平成 16 年度から実施される新たな医師臨床研修制度については、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）において、臨床研修指導医（以下「指導医」という。）は研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有している者でなければならないこととされ、さらに、「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号）において、指導医は臨床研修の基本理念を踏まえた指導方法等に関する講習会を受講していることとしているところである。

今般、指導医が参加する指導医講習会の質を確保するため、厚生労働省として、別紙のとおり「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」を定め、これにのっとり指導医講習会の実施を推進することとしたので、貴職におかれては、内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。



## 医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針

## 第1 趣旨

本指針は、医師の臨床研修に係る指導医講習会（以下「指導医講習会」という。）を開催する者が参考とすべき形式、内容等を定めることにより、指導医講習会の質の確保を図り、もって臨床研修指導医（以下「指導医」という。）の資質の向上及び臨床研修を行う病院・施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

## 第2 指導医講習会の開催指針

## 1 講習会実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、指導医講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

## (1) 講習会主催責任者（ディレクター）

講習会主催責任者は、指導医講習会を主催する責任者であり、1名以上であること。ただし、(2)の講習会企画責任者が兼務しても差し支えないこと。

## (2) 講習会企画責任者（チーフタスクフォース）

講習会企画責任者は、指導医講習会の企画、運営、進行等を行う責任者であり、1名以上であること。

講習会企画責任者は、「医学教育者のためのワークショップ」（一般社団法人日本医学教育学会主催）、「臨床研修指導医養成講習会」（臨床研修協議会主催）又は本指針にのっとり実施された指導医講習会等において、講習会企画責任者又は講習会世話人としての経験がある者であること。

## (3) 講習会世話人（タスクフォース）

講習会世話人は、講習会企画責任者が行う企画、運営、進行等に協力する者であり、3の③の1グループ当たり1名程度以上であること。

講習会世話人は、「医学教育者のためのワークショップ」、「臨床研修指導医養成講習会」若しくは本指針にのっとり実施された指導医講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

## 2 指導医講習会の開催期間

指導医講習会の講習時間の合計は、16時間以上であること。

なお、分割した開催とする場合は、必須のテーマが網羅され、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

また、指導医講習会は、オンライン形式で実施することも可能であること。

### 3 指導医講習会の形式

指導医講習会は、いわゆるワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 指導医講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名以内であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④ グループ討議の成果及びグループ発表の結果が記録されるとともに、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫（アイスブレイキング）が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

### 4 指導医講習会におけるテーマ

指導医講習会におけるテーマは、次の①～④に掲げる項目を必ず含むこととし、必要に応じ、⑤～⑦に掲げる項目を加えること。

- ① 医師臨床研修制度の理念と概要（臨床研修の基本理念に掲げる基本的診療能力を身につけることの重要性を含む）
- ② 医師臨床研修の到達目標と修了基準
- ③ 研修プログラムの立案（研修目標、研修方略及び研修評価の実施計画の作成）
  - ・ 「研修方略」とは、研修医が研修目標を達成するために、どのような方法で、誰の指導によって研修を行うか等の具体的な計画及び準備をいうものであること。
  - ・ 「研修評価の実施計画」とは、どのような場面で、誰が、どのような評価方法で研修医を評価するか等の具体的な評価計画をいうものであること。
  - ・ 研修プログラムの立案にあたってのテーマとしては、例えば、以下の内容が考えられること。
    - 医療の社会性
    - 患者と医師との関係
    - 医療面接
    - 医療安全管理
    - 院内感染対策

救急医療（頻度の高い救急疾患の初期治療等）

地域医療（患者が居住する地域の特性に即した医療や病診連携等）

地域保健（保健所等の役割や健康増進への理解等）

多職種協働（チーム医療）

医師の働き方改革（医師の時間外労働時間の上限規制、追加的健康確保措置の内容、医療機関内のタスク・シフト／シェア等）

④ 指導医の在り方

- ・ 指導医が身につけるべき指導方法及び内容としては、例えば、以下の内容が考えられること。

フィードバック技法

コーチング

メンタリング

メンタルケア

プロフェッショナルリズム

根拠に基づいた医療（Evidence-based Medicine：EBM）

キャリアパス支援

出産育児等の支援体制

医師の働き方改革を意識した研修の効率化

⑤ 指導医及び研修プログラムの評価

⑥ 看護師の特定行為研修制度に係る事項

⑦ その他臨床研修に必要な事項

5 指導医講習会の修了

指導医講習会の修了者に対して、修了証書が交付されること。

第3 指導医講習会の修了証書

1 指導医講習会の主催者（以下「主催者」という。）が交付する修了証書については、様式1によるものであること。

2 主催者は、指導医講習会開催の2月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて厚生労働省医政局医事課まで提出すること。当該指導医講習会が本指針にのっとりたものであると当局が確認した場合には、その旨主催者に連絡するので、様式1の修了証書に、参加者の氏名、指導医講習会の名称、開催年月日、主催者名、確認年月日及び医政局長名を記載したものを交付すること。

指導医講習会に参加しなかった者及び指導医講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。また、交付しなかった修了証書は、主催者において確実に破棄すること。

3 主催者は、修了者の情報を適切に管理し、確認できる体制を整えること。

なお、指導医講習会の修了者から修了証書の紛失等の連絡があった場合は、主催者において当該者の受講歴を確認の上、確認が取れた場合にあっては、修了証書を再交付して差し支えないこと。

#### 第4 指導医講習会の実施報告

指導医講習会の終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、指導医講習会の終了後3月以内に、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。

- ① 指導医講習会の名称
- ② 主催者、共催者、後援者等の名称
- ③ 開催日及び開催地
- ④ 講習会実施担当者の氏名
- ⑤ 参加者の氏名及び人数
- ⑥ 研修修了者の氏名及び人数
- ⑦ 交付せず破棄した修了証書の枚数
- ⑧ 指導医講習会の目標
- ⑨ 指導医講習会進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した指導医講習会の時間割）
- ⑩ 指導医講習会の概要（討議及び発表のグループごとの名簿並びにグループ討議の成果及びグループ発表の結果の記録を盛り込むこと。）

第 号

修了証書

(参加者の氏名)

あなたは、(指導医講習会の名称)を修了した  
ことを証します。

年 月 日

(主催者名)

本講習会は「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指  
針」(平成16年3月18日付け医政発第0318008号)にのっ  
とったものであると認めます。

年 月 日

厚生労働省医政局長 (医政局長名)

(公印省略)

年 月 日

厚生労働省医政局長 殿

( 主 催 者 名 )

## 確 認 依 頼 書

下記の指導医講習会について、「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」(平成16年3月18日付け医政発第0318008号)にのっとりた内容であることの確認を依頼します。また、下記に記載された以外の点につきましては、同指針にのっとりたものとする所存です。

## 記

- 1 指導医講習会の名称：
- 2 主催者等
  - (1) 主催者：
  - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
  - (1) 開催日： 年 月 日～ 年 月 日  
(実質的な講習時間： 時間)
  - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 講習会実施担当者
  - (1) 講習会主催責任者数： 名
  - (2) 講習会企画責任者数： 名
  - (3) 講習会世話人数： 名
  - (4) 講習会実施担当者の氏名及び経歴：別添1のとおり
- 5 指導医講習会の目標
- 6 参加者
  - (1) 参加者数： 名
  - (2) 参加者の要件：
  - (3) 討議及び発表におけるグループごとの人数： 名から 名まで
- 7 指導医講習会進行表：別添2のとおり
- 8 修了証書： 部

## 確認依頼書作成要領

- 1 2(2)の「共催者、後援者等」については、当該指導医講習会に共催者、後援者等がある場合に記載すること。
- 2 3の「開催日及び開催地」について、分割開催する場合は、その理由、研修内容の一貫性に配慮した点について記載した書類を添付すること。(任意様式)
- 3 4(4)の「講習会実施担当者の氏名及び経歴」については、講習会実施担当者ごとに、
  - ① 直近の「医学教育者のためのワークショップ」(一般社団法人日本医学教育学会主催)、「臨床研修指導医養成講習会」(臨床研修協議会主催)又は本指針にのっとり実施された指導医講習会等において、講習会企画責任者又は講習会世話人としての経験がある者である場合は、当該指導医講習会等の概要(名称、主催者、開催期間等)
  - ② 直近の「医学教育者のためのワークショップ」(一般社団法人日本医学教育学会主催)、「臨床研修指導医養成講習会」(臨床研修協議会主催)又は本指針にのっとり実施された指導医講習会を修了した者である場合は、当該指導医講習会等の概要(名称、主催者、開催期間等)
  - ③ 指導医講習会等の修了者と同等以上の能力を有する者である場合は、そのことが分かる内容を盛り込んだ経歴書を別添1として添付すること。
- 4 6(2)の「参加者の要件」とは、「指導医の要件である臨床経験を有する医師(見込みを含む)」、「臨床研修病院又は臨床研修協力施設に所属している医師」など、当該指導医講習会に参加することができる要件をいうものであること。
- 5 7の「指導医講習会進行表」については、時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した指導医講習会進行表を別添2として添付すること(別添資料を参照)。
- 6 8の「修了証書」について、当該指導医講習会が「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」にのっとりたものであると確認した場合には、その旨主催者に連絡するので、様式1の修了証書に、参加者の氏名、指導医講習会の名称、開催年月日、主催者名、確認年月日及び医政局長名を記載したものを交付すること。